

7 申請に必要な書類

以下の必要書類を参考に、保育課保育係へ窓口または郵送で提出してください。

なお、申請書類につきましては、朝霞市ホームページからダウンロードできます。

◆ 申請にあたっては「9 申請時の注意事項」を必ずご確認ください。

種類	対象者	必要書類
申請書	全員	教育・保育給付認定申請書兼利用調整申請書(希望施設記入用紙含む)
		入所に関する確認票 および 重要事項確認票
		個人番号(マイナンバー)届出書※4 および 同意書(利用調整関係)
保育の必要な事由の証明書 ※1	労働(内定)している方	就労証明書
	上記に該当し、自営業の方	就労証明書 および 自営であることが分かる書類 (直近年度の確定申告書等の写し または 開業届の写し および 直近1か月の収入が確認できる書類 ※2)
	病気や障害がある方	診断書(指定様式) または 障害者手帳等の写し
	介護・看護をしている方	被介護者の診断書※3 または 障害者手帳、介護認定証等の写し および 介護・看護状況申告書
	求職中(起業準備を含む)の方	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書
	出産予定の方	母子健康手帳の写し等 (出産予定日と母の氏名が確認できる書類)
	就学(内定)している方	在学証明書(合格通知)の写し および 時間割等の写し
その他	申請時点で朝霞市外に住民登録がある方	市外からの申請に関する確認票 および 令和6年度住民税(非)課税証明書※5
	朝霞市に転入予定の方	転入誓約書 および 建物売買(賃貸借)契約書等の写し※6
	朝霞市外の保育園等の入所を希望する方	市外施設を申請する際の確認票
	生活保護を受給している方	生活保護受給証の写し
	離婚を前提に別居中の方	離婚調停(裁判)を証明する書類
	両親ともに外国籍の方	外国籍の児童に関する確認票※7
	お子さんを認可外保育施設や有償で別世帯の親族・知人等に預けている方	保育室等在園証明書 (朝霞市指定家庭保育室月極利用者を除く)
	非自発的退職により求職中の方	雇用保険受給資格者証の写し
	保育士資格を持ち、朝霞市内の保育園等で保育従事者として労働(内定)している方	保育士証の写し または 保育士資格合格通知書の写し
	上記に該当し、入所日から1年の間、継続して勤務することを誓約できる場合	保育士継続勤務誓約書
	幼稚園教諭免許を持ち、朝霞市内の幼稚園および認定こども園(幼稚園部分)で幼稚園教諭として労働(内定)している方	幼稚園教諭免許状の写しまたは幼稚園教員資格試験合格通知書等の写し
	放課後児童支援員資格を持ち、朝霞市内の放課後児童クラブで放課後児童支援員として労働(内定)している方	放課後児童支援員認定資格証の写し または 放課後児童支援員研修終了証の写し
	保護者または同一世帯の親族が入院している方(出産・検査・短期除く)	現在、入院中であることを確認できる書類
	申請児童・保護者または同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
	DV等で住民票記載住所と異なる住所を居所としている方	居所登録情報届出書

【注意事項】

- ・教育・保育給付認定申請および利用調整申請書類は児童1人につき、1部ずつ提出してください。
 - ・保育の必要な事由の証明書については、父母および同一世帯の祖父母(入所希望年度の4月1日時点で70歳未満の方)が対象です。
 - ・個人番号(マイナンバー)・課税資料については、父母および同一世帯・生計の祖父母が対象です。
 - ・その他必要に応じて、保育園等入所に関して必要な書類を求める場合があります。
- ※1 保育の必要な事由の証明書の有効期限は、証明日からおおむね3か月とします。
- ※2 原則確定申告書の写しを提出してください。過去に確定申告をしたことがない場合、開業届の写しと直近1か月の事業収入が確認できる書類(通帳の写しや領収書の写し)を提出してください。
- ※3 被介護者の診断書の様式は問いません。
- ※4 個人番号を用いて、利用調整に必要な税情報を取得しますが、令和6年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で令和6年度の課税がされていない場合は、併せて令和5年中の収入が確認できる書類(給与明細等)を提出していただく必要があります。(※5参照)
- ※5 令和5年1月1日から12月31日までの収入に対し翌年の令和6年度に課税された内容をいい、原則として令和6年1月1日時点の住民登録地で発行されます。なお、令和6年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で課税がされていない場合は、令和5年中の収入が確認できる書類(給与明細等)で代替できます。収入がなかった場合には、その旨を記載した申立書(様式不定)を提出してください。
- ※6 契約者、転入先の住所および物件の引渡日が記載されている書類の写しが必要となります。また、保護者のいずれかの親族等が居住している物件に転入する場合、居住者がその旨を記載した申立書を提出してください。
- ※7 住民登録上、両親ともに外国籍として登録されている方は提出が必要です。両親のうちいずれかが日本国籍の場合は提出不要です。

個人番号(マイナンバー)の記載および資料の提示・提出について

マイナンバー制度(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」)の実施により、下記の保育園等の利用申請関係書類に、父母および同一世帯・生計の祖父母の個人番号を記載していただく必要があります。

①「教育・保育給付認定 申請書(様式第1号)」

②「教育・保育給付認定 変更申請書(様式第8号)」

③「個人番号(マイナンバー)届出書」(教育・保育給付認定申請書兼利用調整申請書に添付)

また、法令の規定により、他人のなりすまし等を防止するため、本人確認が必要となります。窓口で申請される方は、本人確認書類等の提示をお願いします。また、郵送で申請される方は、本人確認書類等の写しの提出をお願いします。

【提出対象者:父母および同一世帯・生計の祖父母】

個人番号確認資料	本人確認資料
個人番号カード	なし(両面を添付してください)
個人番号通知カード	・顔写真付き身分証明書(以下のうち1点) 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等
個人番号が記載された住民票の写し	・身分証明書(以下のうち2点) 公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等